

新潟市告示第200号

新潟市青山斎場使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市青山斎場使用料（火葬場を除く。）の徴収を、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

1 徴収事務を行う施設の名称及び場所

名称 新潟市青山斎場

場所 新潟市西区青山1436番地1209

2 徴収事務受託者

新潟市中央区親松70番地6

施設工業・新潟斎場サービス共同企業体

代表会社 施設工業株式会社

代表取締役 増井 隆二